

(表紙)

白川町森林整備計画
変更計画

白川町森林整備計画 変更計画

計画期間

（ 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日 ）

岐阜県
白川町

令和6年3月27日変更
白川町告示第13号

岐阜県白川町

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、白川町森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和6年4月1日とします。

白川町森林整備計画の一部変更

目次

I (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 (略)

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

3 (略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

2 天然更新に関する事項

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

3 (略)

第5 (略)

第6 (略)

第7 (略)

第8 作業路その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項

4 (略)

第9 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2 (略)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III (略)

IV (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 その他必要な事項

VI 附属資料

1 (略)

I（略）

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1（略）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表Ⅱ-1-2-1に示すとおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、**現地に適した方法により行うものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。**

（2）（略）

3（略）

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の**花粉の少ない苗木の増加に努めます。**

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項	・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 ・特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。 ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 ・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市（町村）の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。													
人工造林の対象樹種	・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。 <table><tr><td>区分</td><td>針葉樹</td><td>広葉樹</td><td>備考</td></tr><tr><td>人工造林の対象樹種</td><td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類</td><td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ</td><td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td></tr></table>				区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。		
区分	針葉樹	広葉樹	備考											
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。											
最深積雪深による造林樹種の区分	・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (飛騨川地域森林計画 資料編第2章1 最深積雪深図 参照) <table><tr><td>最深積雪深</td><td>樹種及び留意事項</td></tr><tr><td>1. 0m未満の地域</td><td>・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽</td></tr><tr><td>1. 0m以上の地域</td><td>・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td></tr><tr><td>1. 5mを超える地域</td><td>・ヒノキの人工造林を避ける</td></tr><tr><td>2. 5mを超える地域</td><td>・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る</td></tr></table> (関連参考；飛騨川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)				最深積雪深	樹種及び留意事項	1. 0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽	1. 0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽	1. 5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける	2. 5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る
最深積雪深	樹種及び留意事項													
1. 0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽													
1. 0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽													
1. 5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける													
2. 5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る													
カシナガ等被害跡地の造林樹種	・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。													

(2) (略)

(3) 更新樹種

更新樹種は、高木性樹種とします。そのうち主な樹種は表Ⅱ-2-2-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-2-1 主な更新樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、カラマツ、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、 ホオノキ

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林（根本直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、Ⅵ付属資料2別表5を参照。

2 天然更新に関する事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 更新の判定基準

表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高以上の更新樹種が、表Ⅱ-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が3以上の状態）をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が3以上の状態をもって、更新の完了とします。

表Ⅱ-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm以上かつ競合植物の高さ以上
-----	---

表Ⅱ-2-2-4 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数	①残存木が無い場合 ・天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種等の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 10,000本/ha ②残存木がある場合 ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種等に係る期待成立本数は上記①のとおり（概ね10,000本/ha）とする。
--------	---

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200本	120本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000本	2,000本	2
計					3

(6) (略)

(7) (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表1により定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行います。

3 (略)

第5 (略)

第6 (略)

第7 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 略

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装：m、改良：箇所)

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	前半5カ 年の 計画箇所	対 図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	白川町	尾城山線	2,000	○	白川町-1-開設	
開設	自動車道		白川町	白山東線	2,300	○	白川町-2-開設	
開設	自動車道		白川町	加屋線	1,000	○	白川町-3-開設	
開設	自動車道		白川町	永畑六呂山線	2,000	○	白川町-4-開設	
開設	自動車道		白川町	飛川線	2,000	○	白川町-5-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	鳥屋線	1,400	○	白川町-6-開設	
開設	自動車道		白川町	大谷線	1,000	○	白川町-7-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	頭谷丸山線	1,000	○	白川町-8-開設	
開設	自動車道		白川町	郷坂線	1,000	○	白川町-9-開設	
開設	自動車道		白川町	水戸野線	1,500	○	白川町-10-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	角料線	500	○	白川町-1-専用道	
開設	自動車道	指定林道	白川町	尾城山線	1,000		白川町-11-開設	
開設	自動車道		白川町	浄蓮寺線	1,000	○	白川町-12-開設	

開設	自動車道		白川町	大谷線	500		白川町-13-開設	
開設	自動車道		白川町	頭谷丸山線	2,000		白川町-14-開設	
開設	自動車道		白川町	鬼比居線	1,000		白川町-15-開設	
開設	自動車道		白川町	永畑六呂山線	1,000		白川町-16-開設	
開設	自動車道		白川町	丸山線	1,500		白川町-17-開設	
開設	自動車道		白川町	徳田無渡線	2,000		白川町-18-開設	
開設	自動車道		白川町	飛川線	2,000		白川町-19-開設	
開設	自動車道		白川町	白山東線	2,000		白川町-20-開設	
開設	自動車道		白川町	郷坂線	1,000		白川町-21-開設	
開設	自動車道		白川町	御宮尾城山線	3,300	○	白川町-22-開設	
開設	自動車道		白川町	白山線	2,000	○	白川町-23-開設	
開設	自動車道		白川町	氏子線	1,000	○	白川町-24-開設	
開設	自動車道		白川町	野多押線	1,000	○	白川町-25-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	鳥屋線	2,000		白川町-26-開設	
開設	自動車道		白川町	響石線	2,000		白川町-27-開設	
開設	自動車道		白川町	白山線	2,000		白川町-28-開設	
開設	自動車道		白川町	氏子線	2,000		白川町-29-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	1,500	○	白川町-30-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	2,000		白川町-31-開設	
開設	自動車道		白川町	烏山線	1,500	○	白川町-32-開設	
開設	自動車道		白川町	烏山線	2,000		白川町-33-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	佐見北線	2,500	○	白川町-34-開設	
			前期	19	29,500			
			後期	16	26,000			
開設 計				35	55,500			
拡張(改良)	自動車道		白川町	加茂東線	9	○	白川町-1-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	尾城山線	8	○	白川町-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白北線	16	○	白川町-3-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	広島線	3	○	白川町-4-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	笹畑頭谷線	12	○	白川町-5-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	御宮有本線	10	○	白川町-6-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	久須見大野線	5	○	白川町-7-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	城ヶ根線	2	○	白川町-8-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	黒川中川線	4	○	白川町-9-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	中須崎線	3	○	白川町-10-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	遠ヶ根線	8	○	白川町-11-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	後山西山線	3	○	白川町-12-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	丈右エ門線	2	○	白川町-13-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	氏子線	4	○	白川町-14-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	水無線	2	○	白川町-15-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	向山線	3	○	白川町-16-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	加茂東線	5		白川町-17-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	尾城山線	5	○	白川町-18-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白北線	4	○	白川町-19-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白山線	5	○	白川町-20-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	丈右エ門線	6		白川町-21-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	氏子線	4		白川町-22-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	御宮有本線	4	○	白川町-23-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	井戸小屋線	4		白川町-24-改良	

拡張（改良）	自動車道		白川町	野多押線	3		白川町-25-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	伊佐峠線	3		白川町-26-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	後山西山線	5		白川町-27-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	樽ヶ洞線	3		白川町-28-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	丸山線	4	○	白川町-29-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	向山線	5		白川町-30-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	野多押線	3	○	白川町-31-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	成山線	22	○	白川町-32-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	黒川中川2線	5	○	白川町-33-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	笹畑支線	2	○	白川町-34-改良	
拡張（改良）	自動車道	林業専用道	白川町	頭谷丸山線	6	○	白川町-35-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	丸山線	3	○	白川町-36-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	白山線	5		白川町-37-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	黒川中川1線	5		白川町-38-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	黒川中川2線	5		白川町-39-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	久須見大野線	5		白川町-40-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	遠ヶ根線	7	○	白川町-41-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	小坂線	5	○	白川町-42-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	厩ヶ洞線	1	○	白川町-43-改良	
拡張（改良）	自動車道	指定林道、 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	1	○	白川町-44-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	谷木屋線	1	○	白川町-45-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	奥新田線	4	○	白川町-46-改良	
			前期		33	176		
			後期		13	58		
拡張（改良）計					46	234		
拡張（舗装）	自動車道		白川町	尾城山線	4,000	○	白川町-1-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	タル坂線	200	○	白川町-2-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	向山線	2,000	○	白川町-3-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	室山金山線	1,600	○	白川町-4-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	御宮有本線	4,500	○	白川町-5-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	黒川中川線	3,000	○	白川町-6-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	前平線	2,700	○	白川町-7-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	氏子線	3,000	○	白川町-8-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	尾城山線	1,000		白川町-9-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	水戸野線	2,000		白川町-10-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	白山東線	3,000		白川町-11-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	飛川線	3,000		白川町-12-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	鳥屋線	2,000	○	白川町-13-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	黒川中川線	2,000		白川町-14-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	石木六呂山線	2,000		白川町-15-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	頭谷丸山線	2,000		白川町-16-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	城ヶ根線	2,000	○	白川町-17-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	丸山線	1,000		白川町-18-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	徳田無渡線	1,000		白川町-19-舗装	
			前期	10	25,000			
			後期	9	17,000			
拡張（舗装）計				19	42,000			

※位置については、概要図にて図示する。

4（略）

第9 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) (略)

(2) 森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の確保に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組めます。

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、白川町森林管理委員会をはじめとした、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、コンビナートによる協業化及び分業化、製材業者等の系列化、ネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

(4) (略)

Ⅲ (略)

Ⅳ (略)

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 その他必要な事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

VI 附属資料

1 (略)

2 別表

【別表 1】公益的機能別施業森林等の区域
(集計表)

区 分	面積 (ha)
水源の涵 (かん) 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵 (かん) 養機能維持増進森林)	6631.86
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	2787.64
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	726.85
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	103.59
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	1304.90
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 のうち、特に効率的な施業が可能な森林	
合 計	11554.14

区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
水源の涵 (かん) 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵 (かん) 養機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				6631.86
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				2787.64
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				726.85
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				108.59
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林					
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				1304.90
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 のうち、特に効率的な施業が可能な森林					
合 計					11554.14

【別表 2】（略）

【別表 3】鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の 種類	森林の区域	面積（ha）
シカ	計画区域内の全域	20,969.27
カモシカ	8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 42, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 77, 78, 79, 80, 447, 448, 449, 452, 453, 454, 467, 468, 481, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500	1,948.67
クマ	42, 85, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 263, 397, 399, 402, 403	1,956.34
ノウサギ	6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 25, 26, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 77, 78, 79, 80	1,774.89

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の白川町森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 4】植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域					備考
市（町村）	林班	準林班	小班	枝番	
【別紙 2 による】					

【別表 5】（略）

【別表 6】森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区 分	面 積 (ha)
木 材 生 産 林	17803.03
環 境 保 全 林	3158.76
観 光 景 観 林	8476.46
生 活 保 全 林	22.54

林班	森 林 の 将 来 目 標 区 分				備 考
	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
1		○	○		
2		○	○		
3	○				独自基準
4		○	○		
5		○	○		
6		○			
7		○	○		
8		○	○		
9		○	○		
10		○	○		
11		○	○		
12	○		○		
13	○		○		独自基準
14	○		○	○	
15		○			
16		○	○		
17		○	○		
18		○			
19	○				独自基準
20	○				独自基準
21	○				独自基準
22	○				独自基準
23	○				
24	○				
25		○	○		
26		○	○		
27		○	○		独自基準
28	○		○		

29	○				
30	○		○		
31	○		○		
32	○		○		
33	○		○		
34	○		○		
35	○		○		
36	○		○		独自基準
37		○	○		独自基準
38	○				
39	○				
40	○				
41	○				
42	○				
43	○				
44	○				
45		○			独自基準
46		○			独自基準
47	○		○		
48	○		○		
49	○		○		
50	○				
51	○		○		
52	○		○		
53	○		○		
54		○	○		独自基準
55		○			独自基準
56		○	○		
57		○	○		独自基準
58		○			独自基準
59	○				
60	○				
61		○			独自基準
62		○	○		
63		○	○		
64	○		○		
65	○				
66	○		○		
67		○	○		独自基準

68		○	○		独自基準
69	○				
70	○				
71	○				
72		○	○		
73		○	○		独自基準
74		○	○		
75		○	○		
76	○				
77	○				
78	○				
79	○				
80	○				
81	○		○		
82	○		○		
83	○		○	○	
84	○		○		
85	○		○		
86	○		○		
87	○				
88	○		○		
89	○		○		
90	○		○		
91	○				
92		○	○		独自基準
93		○	○		
94	○				
95	○				独自基準
96	○		○		独自基準
97	○		○		独自基準
98	○		○		
99	○		○		
100	○		○		
101	○		○		
102	○		○		独自基準
103		○	○		独自基準
104		○			
105		○			
106		○			

107		○			
108		○			独自基準
109		○			
110	○	○			イ(環境保全)ロ(木材生産)
111	○				独自基準
112	○		○		
113	○		○		
114		○	○		
115	○				
116	○				
117	○				
118	○				
119	○				
120	○		○		独自基準
121	○				
122	○				
123		○			独自基準
124		○	○		独自基準
125	○				
126	○				
127	○				
128	○				
129	○		○		
130		○	○		独自基準
131	○		○		独自基準
132		○	○		独自基準
133	○				
134		○	○	○	
135	○				
136	○				
137	○				
138	○		○	○	
139	○		○	○	
140	○		○		
141		○			独自基準
142		○			独自基準
143	○				
144	○				
145	○				

146		○	○		独自基準
147	○		○		独自基準
148	○				
149	○		○		
150	○		○		
151	○		○		
152	○		○		
153	○		○		
154	○		○	○	
155		○			独自基準
156	○		○	○	
157	○		○	○	
158	○				
159	○				
160	○				
161	○				
162	○				
163	○				
164	○				独自基準
165	○				
166	○				独自基準
167	○				
168	○				
169	○				
170	○				
171	○				
172	○				
173	○				
174	○				
175		○			独自基準
176	○				
177	○				
178	○		○	○	
179	○				
180		○			独自基準
181	○		○		
182		○	○		独自基準
183		○	○		独自基準
184	○		○		

185	○		○		
186	○		○		
187	○		○		
188	○				
189	○				
190	○		○		
191	○		○		
192	○				
193		○	○		独自基準
194	○				
195	○				
196	○				
197	○				
198	○				
199	○				
200	○		○		
201	○				
202	○				
203	○				
204	○				
205	○		○		
206	○		○		
207	○		○		
208	○				
209	○		○		
210	○		○		
211	○				
212	○				
213	○				
214	○				
215	○				
216	○				
217	○				
218	○				
219	○				
220	○				独自基準
221	○				
222	○				
223	○				

224	○				
225	○				
226	○				
227	○				
228	○		○		
229	○				
230	○				
231	○				
232	○		○		
233	○		○		
234	○		○		
235	○		○		
236	○		○		
237	○		○		
238	○				
239	○		○		
240	○		○		
241	○		○		
242	○				
243	○				
244	○				
245	○				
246	○				
247	○				
248	○				
249	○				
250	○				
251	○				
252	○				独自基準
253	○				
254	○		○		
255	○				
256	○				
257	○				
258	○				
259	○				
260	○				
261	○				独自基準
262	○				

263	○				
264	○				
265	○				
266	○				
267	○				
268	○				
269	○				
270	○				
271	○				
272	○		○		
273	○				
274	○		○		
275	○		○		
276	○		○		
277	○				
278	○		○		
279	○		○		
280	○		○		
281	○		○		
282	○				
283	○				
284	○		○		
285	○		○		
286	○				
287	○		○		
288	○		○		
289	○		○		
290	○				
291	○				
292	○		○		
293	○				
294	○				
295	○				
296	○				
297	○				
298	○				
299	○				
300	○				
301	○				

302	○				
303	○				
304	○		○		
305	○		○		
306	○		○		
307	○		○		
308	○		○		
309	○		○		
310	○		○		
311	○		○		
312	○		○		
313	○		○		
314	○		○		
315	○		○	○	
316	○				
317	○			○	
318	○			○	
319	○				
320	○				
321	○				
322	○				
323	○				
324	○				
325	○				
326	○				
327	○				
328	○				
329	○				
330	○				
331	○				
332	○				
333	○				
334	○				
335	○				
336	○				
337	○				
338	○		○	○	
339	○		○		
340	○		○	○	

341	○		○	○	
342	○			○	
343	○		○	○	
344	○		○		
345	○		○		
346	○		○		
347	○		○		
348	○		○		
349	○				
350	○				
351	○				
352	○				
353	○		○		
354	○		○		
355	○		○		
356	○		○		
357	○				
358	○		○		
359	○		○		
360	○		○		
361	○		○		
362	○		○		
363	○		○		
364	○				
365	○				
366	○				
367	○				
368	○				独自基準
369	○				
370	○				
371	○				
372	○				
373	○				
374	○				
375	○				
376	○				
377	○				
378	○				
379	○				

380	○				
381	○				
382	○				
383	○				
384	○				
385	○				
386	○		○		
387	○				
388	○				
389	○				
390	○		○		
391	○		○		
392	○		○		
393	○		○	○	
394	○				
395	○				
396	○				
397	○		○		
398	○				
399	○				
400	○				
401	○				
402	○				
403	○				
404	○				
405		○			独自基準
406	○		○		
407	○				
408	○		○		
409		○	○	○	
410		○	○	○	独自基準
411	○		○		
412	○		○		
413	○		○		
414	○		○		
415	○		○		
416		○	○	○	独自基準
417	○				
418	○				

419	○				
420	○				
421	○				
422	○				
423	○				
424	○				
425	○				
426	○				
427	○				
428	○				独自基準
429	○		○		
430	○				
431	○				
432	○			○	
433	○		○		
434	○		○		
435	○		○	○	
436	○				
437	○			○	
438	○		○	○	
439	○			○	
440	○			○	
441	○			○	
442	○				
443	○			○	
444	○				
445	○			○	
446	○			○	
447	○		○		
448	○		○	○	
449	○		○	○	
450	○		○		
451	○		○		
452	○				
453	○				
454	○				
455	○				
456	○				
457	○				

458	○		○		
459	○		○		
460		○	○		独自基準
461		○			
462		○			
463	○		○		
464	○		○		
465	○		○	○	
466	○		○	○	
467	○		○		
468	○		○		
469	○				
470	○				
471	○				
472	○				
473	○				
474	○				
475	○				
476	○				
477	○				
478	○				
479	○				
480	○				
481	○		○		
482	○				
483	○				
484	○				
485	○				
486	○				
487	○				
488	○				
489	○		○		
490	○		○		
491	○		○		
492	○		○		
493	○				
494	○		○		
495	○				
496	○		○		

497	○		○		
498	○		○		
499	○		○	○	
500	○				

※ “○” は各区分に設定することの合意形成が得られたことを示す。

※ 独自基準：表Ⅱ-5-2-1による判定後、白川町が独自に設けた基準により、区分が変更となった林班